

高齢者在宅福祉生活支援サービス

「生涯いきいきわらわら」の暮らしを目指す

高齢者の方が住み慣れた地域の中で安心した生活を送ることができるよう、高齢者在宅福祉生活支援サービス事業を実施しています。

家具転倒防止器具等 取付サービス

たす、食器棚などの家具が地震などにより転倒することを防ぐため、家具の転倒を防止する器具などを取り付けます。取り付けには原則として、ネジを使用するため、居住者と家屋の所有者が別である場合は、大家・管理人などの承諾書が必要です。

▼市内に住所を有し、生計中心者の当該年度の市県民税が非課税である世帯

▼世帯員による家具転倒防止器具などの取り付けが困難な世帯

▼次に掲げる者で構成される世帯①65歳以上の方②身体障害者手帳1～3級を有する方③療育手帳(A)～(B)を有する方④精神障害者保健福祉手帳1級を有する方※②～④に該当する世帯は、障がい福祉課(☎428)に申請してください。

救急医療情報キット

救急医療情報キットに入れた医療情報を参考に、救急隊員が適切な対応を行います。救急医療情報キットは必ず冷蔵庫に保管してください。健康に不安があり、次のい

ずれかに該当する方
▼65歳以上で一人暮らしの方
▼65歳以上の方のみの世帯に属する方
▼心身に障がいのある方で一人暮らしの方
▼65歳以上または心身に障がいのある方で、長時間一人暮らしと同様の状態(日中に家で一人で過ごすなど)となる方
▼家族のいる方で、長時間一人暮らしと同様の状態となる虚弱な方
▼無料。ただし、回線使用料(基本料金、屋内配線使用料および通話料は自己負担)。



救急医療情報キット

緊急時通報システムサービス

緊急通報端末機器(緊急通報電話機とペンダント型無線発信機)を貸与します。急病などの緊急時にボタンを押すと、受付センターから消防署に通報が入り、迅速な救急活動を行います。また、日常生活などに関する相談などは、ボタンを押すだけで受付センターにつながり、話をすることが出来ます。

▼市内に住所を有する65歳以上で、電話回線を有し、次のいずれかに該当する方
▼一人暮らしで虚弱な方
▼高齢者のみの世帯の方で、世帯員が虚弱である方



緊急通報電話機
ペンダント型無線発信機

紙おむつの 給付サービス

毎月、八潮業協同組合に加盟している薬局店が、紙おむつを自宅へ届けます(申請月の翌月から給付開始)。

▼市内に住所を有する65歳以上で、次のいずれかに該当する方
▼要介護4・5と認定された方
▼次のいずれかの状態が6か月以上続き、常時紙おむつを必要としている方
・要介護認定を受けていない方で、寝たきり状態の方
・重度の認知症状態で常時排泄の介助を必要とする方
・要介護3と認定された方で、疾病などで常時失禁状態の方

訪問理美容サービス

寝たきり状態の高齢者で、理美容店に通うことが困難な方に対し、理美容師または美容師が訪問し、カットなどのサービスを提供します。

▼利用日 理容は原則として月曜日、美容は火曜日および第3水曜日※事前に各理美容店に確認してください。

▼市内に住所を有する65歳以上で寝たきり状態にある方
▼理容：調髪+顔剃り
美容：理美容券1枚につき、次の①～③のいずれか①カラー(染め)+化粧、マニキュア、眉カット②パーマ+化粧、マニキュア、眉カット③カット+化粧、マニキュア、眉カット
▼利用回数 年4回(理美容券は、交付枚数が申請月で異なる)

寝具クリーニングサービス

乾燥殺菌(4月・10月実施)および丸洗い殺菌(7月・1月実施)を行います。

▼市内に住所を有する65歳以上で、寝たきり状態となり、家庭において寝具の洗濯および乾燥が困難な方(家族などの協力により寝具の手入れが行える世帯は対象外)



▼無料

配食サービス

昼食または夕食のいずれかを1日1回自宅へ届け、利用者の安否を確認します。

▼市内に住所を有する65歳以上で、次のいずれかに該当し、心身機能の低下などにより、安否の確認が必要で日常的に食事の用意が困難な方
▼一人暮らしの方
▼高齢者のみの世帯など
▼利用回数 1週間に5回まで(利用者の状況などにより回数決定)

高齢者居室等 整備資金融資制度

高齢者の居室、浴室、便所などの増改築または改築工事をするために必要な資金を融資します。

▼市内に引き続き2年以上住所を有する方で、満60歳以上の親族と同居または同居予定の方
▼融資限度額 最高200万円
▼償還方法 元金均等月賦償還(償還期限 10年以内)
▼利子 無利子
▼保証人 市内に2年以上住所を有することなど、要件を満たす2人以上の方が必要
▼必要書類 高齢者居室等整備計画書、工事見積書、土地および家屋の登記事項証明書(自己の所有でないときは、所有者の承諾書)、戸籍謄本および住民票の写し、市税納税証明書、連帯保証人の住民票の写しなど

高齢者世帯等住み替え 住宅家賃助成制度

民間賃貸住宅へ転居する高齢者に対し、転居前後の家賃の差額を3万円を限度として助成します(転居後の家賃が6万円を超えた部分は対象外)。

▼市内に住所を有する世帯
▼住宅の取り壊しなどにより民間賃貸住宅へ転居する世帯
▼本市に引き続き2年以上住所を有する65歳以上の方のみの世帯
▼生計中心者の当該年度分の

日常生活用具 給付等サービス

火災警報機、電磁調理器などを給付または貸与します。

生きがい活動通所 支援サービス

老人福祉センターすえひろ荘で身体状況に応じた日常動作訓練、レクリエーション、趣味活動などで1日を過ごします(送迎有り)。

▼市内に住所を有する60歳以上の一人暮らしなどで、家に閉じこもりがちな方
▼無料(昼食代は自己負担)

徘徊高齢者 家族支援サービス

発信装置による位置探知システムを活用して、徘徊する高齢者を早期に発見し、家族の負担軽減を図ります。

▼徘徊回数の見られる認知症高齢者を介護する同居家族
▼毎月の利用料は市が負担、利用開始にかかる費用(1万円)は利用者が負担
▼各種サービスの詳しい内容については、長寿介護課へお問い合わせください。
なお、在宅福祉生活支援サービスは、在宅者へのサービスです。利用者が病院や介護施設などに入院・入所した場合は、必ず長寿介護課にご連絡ください。